

寒川町道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 14 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第24号

寒川町道路占用料条例の一部を改正する条例

寒川町道路占用料条例(昭和63年寒川町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「に定めるとおりとする」を「占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をした期間(電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をした期間。以下同じ。)に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額の合計額とする」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 占用料の額を算出する基礎となる占用面積、表示面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

第2条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲	第1種電柱	1本につき1年	2,300円
	第2種電柱		3,540

げる工作物	第3種電柱		4,770
	第1種電話柱		2,060
	第2種電話柱		3,290
	第3種電話柱		4,520
	支線及び支線柱		950
	その他の柱類		210
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつ	21
	地下電線その他地下に設ける線類	き1年	12
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,010
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メー トルにつき1年	1,230
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1個につき1年	4,110
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,730
	広告塔	表示面積1平方メー トルにつき1年	7,410
	その他のもの	占用面積1平方メー トルにつき1年	4,110
法第32条第1	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつ き1年	86
項第2号に掲	外径が0.07メートル以上0.1メート		120
げる工作物	ル未満のもの		180
	外径が0.1メートル以上0.15メート ル未満のもの		250
	外径が0.15メートル以上0.2メート		

ル未満のもの				
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				370
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				490
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				860
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				1,230
外径が1メートル以上2メートル未満のもの				2,470
外径が2メートル以上のもの				4,930
法第32条第1項第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	4,110
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊			160
	その他のもの			330
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		A×0.005
		階数が2のもの		A×0.008
		階数が3以上のもの		A×0.01
	上空に設ける通路			3,710
	地下に設ける通路			2,220
	その他のもの			330
法第32条第1項第6号に掲げるもの	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの			占用面積1平方メートルにつき1日

げる施設	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	740
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	740
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	7,410
	標識		1本につき1年	3,290
	旗ざお	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	1本につき1日	74
		その他のもの	1本につき1月	740
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	74
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	740
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	7,410
		その他のもの		3,710
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月
前各項に該当しないもの			前各項に準じて町長が定める額	

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電

線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

- 4 Aとは、地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により備え付けられた固定資産課税台帳に登録された近傍類似地の1平方メートル単位価格をいうものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に許可を受けた占用に係る占用料について適用し、同日前に許可を受けた占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に占用の許可を受け、かつ、施行日において現に占用を継続している物件(以下「既存物件」という。)の平成31年度以後の年度における占用料の額は、当該年度の前年度における当該既存物件に係る1年あたりの占用料の額に1.2を乗じて得た額(以下「調整額」という。)が、新条例第2条の規定による当該既存物件に係る1年当たりの占用料の額に達するまでの間、同条の規定にかかわらず、調整額とする。